The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	医師の診療義務と患者の承諾
Author(s)	寺沢, 知子
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.11501/3155095
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【3】

氏　　名	寺　沢　知　子（てら さわ とも こ）
博士の専攻分野の名称	博　士（法　学）
学　位　記　番　号	第　14342　号
学位授与年月日	平成11年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学　位　論　文　名	**医師の診療義務と患者の承諾**
論　文　審　査　委　員	（主査） 教　授　潮見　佳男 （副査） 教　授　國井　和郎　　教　授　平田　健治

論文内容の要旨

本論文は，医師の民事責任について，医師の権利・義務と患者の権利の両面から，検討を試みるものである。すなわち，医師の患者に対する診療行為が患者の最善の利益を図るための行為であることを前提に，医師の診療義務と患者の承諾という医師の民事責任全般に関わるテーマを，単に医師の義務・患者の権利というように個々別々に捉えるのではなく，複合的な視座から考究するものである。もっとも，本論文では，このテーマが包蔵するすべての問題を取り上げてはおらず，医師の義務の基準（規範）としての医療水準（第一部），患者が未成年者である場合の医療行為に対する承諾（第二部），そして，精神障害のために入院をしている患者の身上の保護（第三部）に，問題を絞って取り上げ，医師と患者の両者を見据えた上での医師と患者の権利・義務という，より大きな問題を解明する端緒となることを企図するものである。

第一部では，医療水準についての画期的な判決と目される最高裁平成七年六月九日判決を中心として「医療水準論」を分析した結果，医師側のみの事情に基づいて医療水準を相対化するという従来のいわゆる「医療水準論」ではなく，患者の視点（信頼）をも考慮して，相対化された医療水準を決定するべきと主張する。そして，その上で，当該医療水準を医師の「規範」として注意義務のレベルを決定するべきであるとするものである。

第二部では，未成年者の意思および福祉のいずれをも保護すべきとするフランスの判例や学説に示唆を得て，未成年者の医療行為に対する親権者等の承諾は，未成年者の承諾の代理行使としての，いわゆる「代諾」ではなく，あくまで，患者を保護するための，親権者等の独自の権利（監護権）行使であると主張する。したがって，患者の年齢や医療行為の態様に応じて，未成年者本人のみの，未成年者と監護権者の両方の，そして，監護権者のみの承諾を得なければならないと主張する。

第三部では，患者の人権を考究する契機とするべく，一九九〇年に制定されたフランス法を中心に，フランスの精神障害者の人権保護の状況を紹介して，一九八九年に施行された我が国の「精神保健法」と対比考察する。

論文審査の結果の要旨

本論文は，医療行為における医師・患者関係に焦点を当て，とりわけ，患者側の視点を入れた医療行為規範の獲得

という観点から，医療水準論およびインフォームド・コンセント（説明と同意）をめぐる近時の民事裁判実務の変動を踏まえ，またフランス法との比較の視点をも取り入れながら，我が国の診療契約論と医師の民事責任論に新たなスキーマの導入を提案するという目的に出たものである。

本論文において，論文提出者は，第一に，診療契約のスキーマ構造に接近している。そこでは，論文提出者は，未成年子に対する医療行為をモデルとして取り上げ，医師が誰の承諾を求めるべきかという問題を扱っている。そして，従来の議論が，未成年子の承諾能力の獲得年齢を一律に決定したうえで，それ以下の年齢の未成年子に対する医療行為については「親権者による未成年子の承諾意思表示の代理（代行・代諾）」を認め，それより上の年齢の未成年子に対する医療行為については親権者の代諾を一切排除する傾向にあるのに対して，論文提出者は，未成年子の生存にかかる利益・福祉に注目した親権者の監護権の観点から問題を捉えるべきこと（代諾構成の否定），およそ承諾能力なるものは一律に定まるものでないし，医療行為の性質にも左右されるものであること等を指摘して，年長の未成年子に対する医療行為についても親権者の共同決定の可能性を認め，かつ，診療行為の態様と内容に即して共同決定と単独決定の類別を図る。第二に，論文提出者は，患者側の視点を入れる方向で，医師の民事責任・注意義務に関するスキーマ構造にも接近している。そこでは，論文提出者は，近時の最高裁判例が医療水準という概念を維持しつつも，医療水準の相対比の過程で患者側の期待ないし信頼の要素を取り込んで判断しようとしている点に注目して，ともすれば技術水準として捉えられがちな医療水準に批判の目を向け，これを医師・患者間の具体的協力関係ならびに患者の自己決定権確保の観点から再構成すべきことを提言する。そして，それこそが，民事過失の一般理論とも整合性を有するものである点を指摘する。

本論文で示された以上の２点は，いずれも，すでに契約法の教科書・体系書で好意的にとりあげられ，また，医事法学会におけるシンポジウムでの報告において議論を喚起するなど，一定の評価を受けているものでもあり，この分野における独創性ある論文として価値があり，課程博士の学位に十分に値するものと認められる。